

八丈町農業委員会

第7回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

令和3年10月25日(月)

八丈町役場大会議室

1. 開催日時：令和3年10月25日（月） 9：00～10：00

2. 場 所：八丈町役場大会議室

3. 農業委員出席：14名

会長	14	沖山 慶孝	委員	6	浅沼 實
会長職務代理者	13	浅沼 博之	〃	7	菊池 家司
委員	1	磯崎 正	〃	8	大澤 正雄
〃	2	伊勢崎 武二	〃	9	菊池 勝男
〃	3	菊池 國仁	〃	10	奥山 完己
〃	4	菊池 寛	〃	11	青木 保憲
〃	5	磯崎 典雄	〃	12	沖山 宗春

4. 農業委員欠席：0名

5. 農地利用最適化推進委員出席：6名

委員	1	菊池 睦男	委員	5	浅沼 隆章
〃	2	加藤 純生	〃	6	欠員
〃	3	笹本 守彦	〃	7	奥山 利平
〃	4	西條 忍			

6. 農地利用最適化推進委員欠席：0名

7. 会議録署名委員の指名： 5番 磯崎 典雄委員、6番 浅沼 實委員

8. 議事

会議日程

- 1) 会長活動報告
- 2) 事務局長活動報告
- 3) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 4) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権設定）
- 5) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）

9. 出席事務局職員：事務局長 高野 秀男、事務局次長 廣瀬 悠志、事務局 笹本 大祐、
事務局 坂井 俊介、小宮山 優

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：4名

八丈支庁産業課農務担当 課長代理 河村 徹

八丈支庁産業課農務担当 主事 山口 修平

島しょ農林水産総合センター園芸振興係 課長代理 菊池 知古

島しょ農林水産総合センター 主任普及指導員 平塚 徹也

11. 傍聴人：0名

[会議内容]

職務代理 それでは時間となりましたので第7回総会を開催いたします。
本日の会議録署名委員ですが、5番委員・6番委員お願いします。
次に会長活動報告を行います。

議長 <会長活動報告>

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 <事務局長活動報告>

議長 それでは議案に移って参ります。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。
令和3年10月25日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振外、

面積 516㎡、権利種別 3条無償移転

譲渡人 ●●●●

譲渡人は、当農地において耕作していたが、隣接する農地との効率性を考慮し合理化を図る為、農地を譲り渡す。

譲受人 ●●●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用する。

作付予定作物 野菜・イモ類

続いて、番号2 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振外、

面積 434㎡、権利種別 3条無償移転

譲渡人 ●●●●

譲渡人は、当農地において耕作していたが、隣接する農地との効率性を考慮し合理化を図る為、農地を譲り渡す。

譲受人 ●●●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用する。

作付予定作物 ロベレニー

続いて、番号3 農地の所在 三根4693番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振外、
面積 363㎡、権利種別 3条有償移転

譲渡人 ●●●●

譲渡人は、自身が健康上の理由により耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。

譲受人 ●●●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用する。

作付予定作物 野菜・イモ類

続いて、番号4 農地の所在 大賀郷379番5、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振外、
面積 552㎡、権利種別 3条有償移転

譲渡人 ●●●●

譲渡人は、自身が健康上の理由により耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。

譲受人 ●●●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用する。

作付予定作物 野菜

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

続いて番号2農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号2農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号2農地説明】

続いて番号3農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号3農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号3農地説明】

続いて番号4農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号4農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号4農地説明】

最後に許可要件について説明します。

番号1の●●●●さんについては現在無職であります。農地については、すでにロベが植えられており、農地取得後も継続して耕作するとのことで、全部効率利用・常時従事については問題ありません。地域との調和についても周囲の方と話をし、調和した農業を行っていききたいということです。

番号2の●●●●さんについては現在農業を行っており、農地取得後は野菜・イモ類の栽培を行うとのことです。全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地については取得後整備し、野菜・イモ類を栽培する予定となっています。地域との調和についても周囲の方と話をし、調和した農業を行っていききたいということです。

番号3の●●●●さんについては、現在自営の仕事をしている傍ら、農業も行っているとのことです。農地取得後は、野菜・イモ類の栽培を行うとのことで、全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地については、取得後に野菜・イモ類を栽培していくとの事です。地域との調和についても周囲の方と話をし、調和した農業を行っていききたいということです。

番号4の●●●●さんについては、現在は無職で、農地取得後は、野菜の栽培を行うとのことで、全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地については、取得後に野菜を栽培していくとの事です。地域との調和についても周囲の方と話をし、調和した農業を行っていききたいということです。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1から番号3農地について、7番推進委員お願いします。

推委7番 番号1・2農地については、隣同士に位置し、お互いの農地を交換することで、効率の良い農業が行えるようになるので問題ないかと思われます。また番号3農地については、実際に現場を確認しきれいに整備されておりますので問題ないかと思われます。よろしくお願いします。

議長 続いて、番号1から番号3農地について、6番農業委員お願いします。

農委6番 番号1・2農地については、7番推進委員からも説明があったとおり、隣同士の交換による農地の有効利用につながるのでは問題ないかと思われます。番号3農地について、畑もきれいな状態であり、そのまま継続して耕作していくとのことです。問題ないかと思われます。よろしくお願いします。

議長 続いて、番号4農地について、2番推進委員お願いします。

推委2番 番号4農地は、少し草が生えておりますが、整備すればすぐにも耕作ができると思いますので問題ないかと思われます。よろしくお願いします。

議長 続いて、番号4農地について、4番農業委員お願いします。

農委4番 譲渡人の●●●●さんは高齢で耕作する見込みもなく、その農地を譲受人の●●●●さんが有

効利用していくということですので問題ないかと思われます。よろしく申し上げます。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等がございますか。
…無いようでしたら第1号議案を許可相当と決めるにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第1号については許可することと決しました。

議長 続いて、議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権設定）上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和3年10月25日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山慶孝

番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 山林、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 7,372㎡の内2,320㎡、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 ●●●●

利用目的 ロベレニー、期間 14年間、賃借料は年間20,000円となります。

続いて、番号2 農地の所在 大字●●●●番、登記 山林、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 7,372㎡の内2,240㎡、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 ●●●●

利用目的 ロベレニー、期間 14年間、賃借料は年間20,000円となります。

番号1・番号2農地については、以前より10年間の期間で利用権設定を行っておりましたが、合意解約をし、改めて14年間の期間に変更しなおし、利用権設定を行うものとなります。

続いて、番号3 農地の所在 大字●●●●番、登記 山林、現況 畑、農振区分 農振外、
面積597㎡、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 ●●●●

利用目的 明日葉、期間 2年間、賃借料は無償となります。

続いて番号4 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、
面積7,870㎡の内2,805㎡、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 ●●●●

利用目的 明日葉、期間 6年間、賃借料は無償となります。

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

続いて番号2農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号2農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号2農地説明】

続いて番号3農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号3農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号3農地説明】

続いて番号4農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号4農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号4農地説明】

最後に確認事項ですが、番号1の●●●●さんについて、全部効率利用、常時従事については認定新規就農者ですので問題ありません。農地については、継続してフェニックス・ロベレニーの栽培をする計画となっております。

番号2の●●●●さんについて、全部効率利用、常時従事については認定新規就農者ですので問題ありません。農地については、同じく継続してフェニックス・ロベレニーの栽培をする計画となっております。

番号3の●●●●さんについては、全部効率利用、常時従事については認定農業者ですので問題ありません。今回の申請地については、整備した後、明日葉の栽培をする計画となっております。

番号4の●●●●さんについては、全部効率利用、常時従事については認定農業者ですので問題ありません。農地については、農地の創出・再生支援事業を活用し整備した後、明日葉の栽培をする計画となっております。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1から番号3農地について、2番推進委員お願いします。

推委2番 番号1と番号2農地については、事務局から説明がありましたように現在利用している畑の貸借期間延長という事で問題ないかと思われます。番号3農地については現在雑草等が生えている状態ではありますが、伐採すれば耕作できると思いますので問題ないかと思われます。よろしくお願いします。

議長 続いて、番号1から番号3農地について、4番農業委員お願いします。

農委4番 番号1と番号2農地については推進委員から説明がありましたように、期間延長とのことで引き続き、ロベ切りを行っていくということで問題ないと思われます。番号3について、利用権設定を受ける●●●●さんは若手の明日葉生産者ですので問題ないと思われます。よろしくお願いします。

議長 続いて、番号4農地について、4番推進委員お願いします。

推委4番 現場を見たところ、雑草等が生えてはいますが、事務局から説明があったように農地の創出・再生支援事業を活用して開墾するとのことで問題ないかと思われます。よろしくお願いします。

議長 続いて、番号4農地について、7番農業委員お願いします。

農委7番 事務局、推進委員と現場を確認しました。推進委員からも説明がありましたように、開墾すれば問題なく耕作できますので問題ないかと思われます。よろしくお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等はございますか。
…無いようでしたら第2号議案を承認することにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第2号については承認といたします。

議長 続いて、議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）を上程いたします。事務局説明願います。

事務局 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和3年10月25日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振外、
面積 698㎡

所有権を移転する者 ●●●●

所有権の移転を受ける者 ●●●●

利用目的 ユリ、野菜

売買価格 2,114,940円

移転の時期 令和3年12月28日

支払方法 口座振替

支払期限 令和3年12月28日

続いて農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

番号1農地の●●●●さんについては、全部効率利用、常時従事については認定農業者ですので問題ありません。

こちらの農地はこれまで利用権設定により貸し借りを行っていましたが、合意解約により契約を解除し、今回改めて購入することとなります。

農地については施設整備を行い、ユリ・野菜を栽培していく計画となっております。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地について、7番推進委員お願いします。

推委7番 農地を確認しましたが、施設を整備する準備がされておりました。事務局からの説明どおり、これまで同様にユリ・野菜を栽培していくとのことで問題ないかと思われまます。よろしくお願ひします。

議長 続いて、番号1農地について、5番農業委員お願いします。

農委5番 事務局、推進委員からも説明がありましたように、この農地は以前から貸し借りで利用していた農地で、今回取得して、これまで同様にユリ・野菜を栽培していくとの事ですので問題ないかと思われまます。よろしくお願ひします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等はございますか。…無いようでしたら第3号議案を承認することにご異議ございませんか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第3号については承認といたします。